

News Letter

ニュースレター



2023年12月18日



「投資信託・NISA 口座 Web 開設サービス」の取り扱い開始について

名古屋銀行（頭取 藤原 一朝）は、eKYC※を活用し、来店することなく、投資信託やNISA口座の口座開設手続きが完了する「投資信託・NISA 口座 Web 開設サービス」の取り扱いを開始しましたのでお知らせいたします。

当行は今後も、お客さまの幅広いニーズにお応えできるよう、サービス拡充に努めてまいります。

※eKYC (electronic Know Your Customer) とは、本人確認資料と顔写真の撮影により、オンラインで本人確認が完了する機能のことです。来店や郵送による手続きが不要となります。

記

1. 名 称 「投資信託・NISA 口座 Web 開設サービス」
2. 取扱開始日 2023年12月18日(月)
3. 内 容

お申し込み方法	当行ホームページへアクセスいただき、ガイドに沿って本人確認書類・マイナンバーの登録、顔写真の撮影、必要事項を入力するだけで口座開設をお申し込みいただけます。
お申し込みいただけるお客さま	下記を全て満たす個人のお客さま ▶ 当行に普通預金口座をお持ちの方 ▶ 日本国籍を有する満18歳以上の方（国内非居住者を除く）
口座開設可能な店舗	当行本支店 （東京支店・インターネット支店・各ローンセンター・ほけんプラザをのぞく）
口座種別	投資信託口座、NISA 口座 （2024年からは開始の新NISA制度に対応した口座のみ作成可能となります。）
申込可能時間	24時間申込可能
ご準備いただくもの	▶ 通帳またはキャッシュカード ▶ 個人番号カードまたは運転免許証と個人番号が確認できるもの 印鑑のご登録は不要です。 ※当行所定のお取引をご利用いただく場合は、印鑑のご登録が必要となります。

以上

投資信託・NISA口座

Web開設
サービス

いつでも
どこでも
かんたんに

来店不要

印鑑不要

口座開設

スマホでお手続き!



Web開設サービスメリット



来店不要

いつでも証券口座・NISA口座がお申込みできます。



印鑑不要

印鑑レスで簡単にお手続きできます。

2023年12月現在

ご利用方法は名古屋銀行公式ホームページをご覧ください

詳しくはこちら

名古屋銀行 投資信託 Web開設

検索



※名古屋銀行にて普通預金口座(総合口座を含む)をお持ちで、証券口座を開設されていない個人のお客さま(ご本人)がご利用いただけます。



お問い合わせ：名古屋銀行 個人営業部 資産運用グループ



0120-758-038

[受付時間] 平日 9:00~17:00 銀行の休業日は除きます

投資信託についてのご留意事項

■ 手数料など諸費用について

お預かり手数料はかかりません。各銘柄ごとに設定された購入時手数料(お申込金額、お申込口数、または基準価額に応じて最高3.3%(税込))、信託報酬(信託財産の純資産総額のうち、お客さまの保有額に対して最高年率2.42%(税込))、信託財産留保額(ご換金時の基準価額に対し最高 0.5%)をご負担いただく場合があります。この他に信託事務の諸費用等、投資信託における有価証券の売買手数料などが信託財産から控除されます。

■ 元本欠損リスクについて

● 信用リスク

債券・株式などの発行体の財務状況の悪化や倒産により、利息や配当、元本があらかじめ定められた条件で支払うことができなくなる場合があります。投資額を下回る(元本割れ)おそれがあります。

● 価格変動リスク

経済・社会情勢、企業業績、市場の需給等の影響を受けて株式等の価格が変動し、それにともない株式等を投資対象としている投資信託の基準価額は下落し、投資額を下回る(元本割れ)おそれがあります。

● 金利変動リスク

金利は景気や経済の状況等の影響を受けて変動し、それにともない債券価格も変動します。一般的に金利が上昇した場合債券価格は下落し、投資額を下回る(元本割れ)おそれがあります。

● 為替リスク

日本円と投資対象国通貨間の為替レートの変動により、外貨建資産の円換算価値が変動します。一般的に取得時よりも円高が進行すると、円換算価値が目減りし投資額を下回る(元本割れ)おそれがあります。

■ その他について

投資信託は預金ではありません。また、預金保険制度の保護の対象ではありません。

投資信託のお取引に関してはクーリング・オフ(金融商品取引法第37条の6の規定)の適用はありません。

(その他の留意事項)

お客さまの目的やご投資の経験等に応じて、お客さまのニーズに即した個別商品のご案内および勧誘をさせていただくことがあります。ご案内を差し上げる商品の中には、所定の手数料をご負担いただく商品および価格の変動等により投資額を下回る(元本割れ)商品もあります。商品ごとの手数料等およびリスクは異なりますので、お申込みに際しては当該商品の契約締結前交付書面等を十分にお読みください。

2019年10月1日現在

NISA(成長投資枠・つみたて投資枠)に関するご留意事項

NISA(成長投資枠・つみたて投資枠)に関するご留意事項は、下記のとおりです。

■ 1. NISA口座の開設と移管の制限

NISA口座は基本的に一人一口座のみの開設(金融機関等を変更した場合を除く)となり、他の金融機関にNISA口座内の上場株式等を移管することもできません。

■ 2. 名古屋銀行での対象商品

名古屋銀行では、NISA口座において購入することができる金融商品のうち、公募株式投資信託のみを取扱っています。

■ 3. 譲渡損の取扱い

NISA口座で発生した普通分配金や譲渡益は全額非課税となりますが、譲渡損が発生した場合には、損失がないものとされ、特定口座や一般口座で保有する他の上場株式等の配当や譲渡益との損益通算ができません。

■ 4. NISA制度改正に伴う取扱い

2024年以降、一般NISA、つみたてNISA、ジュニアNISA口座においては新たに上場株式等の買付けを行うことができません。

2024年以降のNISAで受け入れることができる商品は、「つみたて投資枠」においてはつみたてNISAと同様であり、「成長投資枠」においては、一般NISAの投資対象商品からデリバティブ取引を用いた一定の投資信託等、整理銘柄又は監理銘柄に指定された上場株式および株式投資信託のうち信託期間20年未満又は毎月分配型の商品が除かれたものとなります。

一般NISA、つみたてNISA及びジュニアNISAで買付けた商品は、2024年以降のNISAに移管できません。

■ 5. NISA口座からの払出し時の取得価額

非課税期間が終了した場合等、NISA口座から上場株式等を払出しされる場合には、払出日の時価が取得価額となります。このため、払出しの時点で価格が下落していた場合でも、当初購入した際の取得価額と払出日の時価の差額は損失がないこととされます。

■ 6. 非課税投資額および空き枠の再利用

年間投資枠はつみたて投資枠は120万円、成長投資枠は240万円です。また非課税保有限額(総枠)は、成長投資枠・つみたて投資枠合わせて1,800万円、そのうち成長投資枠は最大で1,200万円までとなります。なお、非課税保有限額については、NISA口座で上場株式等を売却した場合、当該売却した上場株式等が消費していた非課税保有限額の分だけ減少し、その翌年以降の年間投資枠の範囲内で再利用することができます。

投資信託において支払われる分配金のうち元本払戻金(特別分配金)は非課税であり、NISAのメリットを享受できません。

NISA口座枠の残額を翌年以降に繰り越すことはできません。

■ 7. 申請手続き

NISAのご利用にあたっては、金融機関を通じて税務署あての申請手続きが必要です。税務署の確認には相応の期間(1~2か月)がかかる場合があります。

2023年12月1日現在